

佐賀大学医学部附属病院の意思決定支援に関する指針

(令和7年1月22日制定)

目 次

第1 本院における意思決定支援に関する基本的考え方

佐賀大学医学部附属病院（以下、当院）は、厚生労働省が策定した「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月改訂）を踏まえ、すべての人の意思決定を尊重し、最善の医療・ケアを提供することを目指している。本指針は、患者やその家族が適切な意思決定を行えるよう、当院の方針を示すものとして表明する。

第2 意思決定支援に関する基本方針

当院は、すべての人が自らの多様な価値観や信条に基づいた医療・ケアを受ける権利を尊重する。特に人生の最終段階においては、患者本人が自分自身の意思を反映した決定を行うことが重要であると考え、その意思を最優先に支援する。早期から地域医療機関等と連携し、本人の意向を確認する努力を続ける。

患者が意思決定を行うにあたっては、医師、看護師、薬剤師、医療ソーシャルワーカーなど多職種が協力し、わかりやすい説明を行うとともに、視覚・聴覚資料や通訳など多様な手段を活用しながら、治療の選択肢や予後について十分な情報を提供し、患者および家族と共に最善のケアを目指す。

患者の意思決定能力が低下している場合でも、過去の意向や価値観を踏まえたケアを提供する。もし意思決定が不可能で事前の指示等がない場合には、家族や法定代理人と話し合い、必要に応じて臨床倫理コンサルテーションチームの助言等を得て、最善とされる医療・ケアを検討する。また、意思決定のプロセスは記録に残し、のちの確認が可能となるように徹底する。

第3 その他、意思決定支援を推進するための方針

患者の意思決定を、現場できめ細かく円滑に支援するために、「意思決定支援マニュアル」を作成し、病院職員へ周知する。現場からの要請等に応じて定期的に改訂を行い、最適な支援体制を維持する。

医療従事者向けの定期的な研修会等を実施し、患者の意思決定を支援する能力をより高める努力を継続する。

附 則

この指針は、令和7年1月22日から施行する。